

# 第6回 全日本学生選手権個人ロードタイムトライアル自転車競技大会 大会要項

ver20210509

主催 日本学生自転車競技連盟  
共催 公益財団法人日本自転車競技連盟 一般社団法人埼玉県自転車競技連盟  
協賛 井上ゴム工業株式会社 株式会社パールイズミ セイコータイムクリエーション株式会社  
WIN AND WIN CO., LTD. (WIAWIS)  
後援 加須市 加須市教育委員会 羽生市 羽生市教育委員会  
期日 2021年6月6日(日) 9時30分 競技開始 代表者会議 / 6月3日(木) 20時よりリモートで  
(立哨役員集合7:45, ゼッケン配布 / 8:15~8:45、試走開始8:30予定~9:00まで)  
会場 埼玉県利根川上流域 加須市旧おおとね童謡のふる里室前発着  
大会主旨 本大会は、本年度の日本学生自転車競技連盟(以下、「本連盟」という)に登記した選手による個人ロードタイムトライアルの優勝者を決めるとともに、学生自転車競技水準向上と、開催地域におけるサイクルスポーツの振興に寄与することを目的とする。

競技種目 個人ロードタイムトライアル 男子: 31.2km 女子: 25.2km

参加資格 1. (全カテゴリー共通) 本年度有効なJCFまたはUCI加盟団体発行の競技者ライセンス保持者

① 男子

- ・本連盟加盟校の登記選手で本年度大会参加基準を満たしている者(ロードカテゴリークラス1+2)
- ・オープン参加:エリート、U23、ジュニア、パラサイクリング・ライセンス保持者で、本連盟が認めた若干名の者とする

② 女子

- ・本連盟加盟校の登記選手
  - ・オープン参加:エリート、U23、ジュニア、パラサイクリング・ライセンス保持者で、本連盟が認めた者
- ③ 普及レース 下記競技者を対象に、普及レースを実施する。  
・学連登記選手:ロードカテゴリークラス3の者のみとする。

2. 前項のすべての選手のエントリーについて立哨役員・競技役員を供出することを参加の条件とする。立哨役員・競技役員の供出条件については下記を参考すること。チーム毎の参加者(1.2.3.のすべての参加者の合計)に応じて立哨役員・競技役員を供出することを参加の条件とする。

参加選手数 供出立哨役員数(最低数)

(東京・埼玉・千葉・神奈川のチーム) (左記以外都道府県のチーム)

1~2	0	0
3~5	1	0
6~8	2	1
9以上	選手3名につき1名	2

(少数点以下切り捨て)

立哨員2名以上の場合は、そのうち少なくとも1名を審判有資格者とすること。但し、有資格者をどうしても供出できない場合は、もう1名の立哨員を加えて3名以上の立哨員を供出すること。

選手権レースと普及レースに出場する選手が交代して立哨員となることは原則として認めない。立哨役員はコース上の指定された箇所に立ち、選手と一般客・歩行者との事故防止その他の安全管理にあたる。自転車競技に関する経験もしくは理解があり、自転車競技のスピード感や走行特性について体得していくコースの安全管理が可能な者とする。立哨役員には、昼食が支給されるが交通費は支給されない。上記条件は学連・その他のチームを問わず参加全チームに適用される。立哨員供出が必要となるチームは立哨員氏名、性別、学年又は年齢および有資格のライセンス番号をエントリー用紙に必ず記入すること。

- また、立哨役員は体調管理シートを当連盟HPよりダウンロードして、当連盟の「大会開催時ウイルス感染防止対策ガイドライン」に沿って大会開催14日前からの体調・体温の記録を各自記録して、当連盟から当該データの提出を求められた際には速やかに提出できること。
- 別途本連盟より発表の「大会開催時ウイルス感染防止対策ガイドライン」を順守し、その遂行に協力し、審判・感染対策委員及び総務委員の指示に従うことを参加条件とする。当連盟ガイドラインを順守せず、その遂行に協力を拒む場合、および当日の体調が新型コロナ罹患を疑われる場合には、それが故意であるかないかに関わらず、大会参加・会場への入場を認めない。尚、参加申込にあたっては、本大会参加に伴って万が一生じた如何なる不利益・損害も参加者本人の責任に帰する事を承諾し、当連盟ガイドラインのみならず、所属校・居住地行政などの指針を熟慮のうえ参加可否を判断すること。

参加申込 1. 参加を希望する選手は、所定の様式にて本連盟事務局まで申し込むこと。参加料は、学連登記者は1名につき5,000円、それ以外の参加者は1名につき7,000円とする。

エントリー専用電子メールアドレス(2020jicf.championship@gmail.com)への到着を以て参加申込の正式受領とするが、同一内容を郵送またはFAXにて事務局宛、期限内に送付する事。申込書式はJICFウェブサイトより入手できる。

なお、大会当日受付でのライセンスチェックを行わないので、選手全員の一名分ずつのライセンスの写真画像データまたはスキャン画像データをエントリー用紙に添付すること。ライセンスが申請中の場合は、申請中であることを証明する書類のデータを添付すること。また、体調管理シートを当連盟HPよりダウンロードして、選手は当連盟の「大会開催時ウイルス感染防止対策ガイドライン」に沿って大会開催14日前からの体調・体温の記録を各自記録して、当連盟から当該データの提出を求められた際には速やかに

提出できるようにすること。

2. 申込期限および参加料納入期限は、5月11日（火）必着とする。参加料の送金は銀行口座振込とする。送金名義人について、振込元に大会コード名0607と、XX大学等、必ず学校名を記入すること。  
長野県労働金庫（ろうきん）諏訪湖支店 普通口座 9687355 口座名 日本学生自転車競技連盟
3. 一旦入金された参加費は理由の如何に関わらず原則として返金しない。但し、新型コロナ関連の影響で本大会の開催を当連盟が中止した場合には、大会開催に要した費用を差し引いた金額を銀行振込で返金する。返金用の銀行口座をエントリー用紙に記入すること。また、上記の参加資格にあるように当日の体調不良や新型コロナ対策の履行を妨げることにより参加不可の判断を下された場合には参加料は返却しない。
4. 尚、本大会における欠場については、理由を問わず（怪我等の正当事由がない場合でも）ペナルティを課さないこととする。但し、必ず事前に事務局（jicf@remus.dti.ne.jp）まで電子メールで欠場の連絡をすること。また、当日の発熱等、体調不良により欠場する場合は、受付開始までに学連携帯090-2207-2369へ必ず連絡をし、事務局までメールをすること。なお、欠場の場合には参加料は返却しない。
5. また、供出する立哨役員・競技役員については、必ず申込をした際の人数を供出すること。立哨役員が不足するとレースそのものが開催できなくなるため、選手が欠場して必要な供出役員人数が減少した場合でも最初の申込において供出する人数の変更はしない。また、立哨役員が当日の急な発熱等、体調不良により参加不可能な場合には、代わりの者を供出すること（代わりの供出役員の体調・体温についても大会開催14日前からの記録を同様に提出可能にすることを条件とする）。代わりの供出役員を出せない場合には、該当する大学・チームに対して、1名の不足につき10000円のペナルティを科す。
6. 申込み手続きを以て本要項記載の誓約書に同意したものとみなす。

**会場入場** 1. 本大会の会場への入場者に対する規制（管理エリアの指定と管理エリアに入場できる対象者など）については、別途発表するコミュニケーションを参照すること。

2. チームスタッフについては会場への入場者数を抑えてなるべく三密状態を避けるため、選手以外の方がスタッフとなる場合には、選手1名につきスタッフ1名を上限として会場への入場を許可する。尚、監督とコーチはスタッフの合計人数に含まれる。但し、個人エントリーの場合はスタッフを最大2名までとする。また、チームスタッフの選手以外の方の全員の氏名をエントリー用紙内に記入すること。氏名の記入がない場合には、会場への入場を許可しない。
3. チームスタッフは出場選手と同様に当連盟の「大会開催時ウイルス感染防止対策ガイドライン」に沿って大会開催14日前からの体調・体温の記録を各自記録しておくこと。当連盟から当該データの提出を求められた際には速やかに提出できるようにすること。エントリー用紙に記入した来場予定のチームスタッフの氏名を変更する場合は、大会開催3日前の6月3日（木）22時までに当連盟事務局宛てに変更後のエントリー用紙をメールで送ること。これ以降のスタッフの変更・追加は認めない。尚、変更後のスタッフの体調・体温についても大会開催14日前からの記録を同様に提出可能にすることを条件とする。
4. メディア関係者は、来場する場合、当連盟HPより取材申請書と体調管理シートを入手し、大会開催3日前の22時までに取材申請書をメールで事務局宛て提出ください。また、選手の参加資格2.にありますように当連盟の「大会開催時ウイルス感染防止対策ガイドライン」に沿って、必要な情報に関する書類の提出などに協力いただくことを原則とします。なお、体調管理シートに大会開催14日前からの体調・体温についての記録を記入して大会当日に大会本部に提出して頂く必要があります。但し状況により来場をお断りする場合もありますのでご理解ください。

**選手受付** 1. ライセンスコントロールは事前にデータ上で行い、大会受付の現場では行わない。別途コミュニケーション発表の受付時間内に大会受付にてゼッケンとNo.プレートを受け取ること。この時点で、招集の代わりとするので欠場する場合は該当する選手の氏名を大会受付まで申し出ること。

2. 参加者は、自転車・ヘルメットを持参してそれぞれの出走15分前までにバイク・インスペクションを受けること。但し、選手はマスクを着用し、決められた間隔をあけて順番を待つこと。また、自転車器材については基本的に選手本人が取り扱うものとし、審判は自転車器材等には触らないことを基本とする。詳細は別途発表するコミュニケーションにて確認すること。尚、出走サインは行わない。

3. 正当な理由なく前項の規定を履行できない選手は、参加することは出来ない。

**賞典** 1. 開会式・閉会式は行わず、表彰式のみ行う。表彰式は第3位以上の競技終了後、準備が整い次第、フィニッシュライン付近にて行う。

2. 男子と女子の第1位にチャンピオンジャージと賞品、賞状を授与する。第2位および第3位に、賞品と賞状を授与する。第4位から第8位に、賞状を授与する。尚、オープン参加者が上位3位以内となった場合、学連選手権大会の上位者表彰を併せて行う。普及レースは第1位から第3位に、賞状を授与する。

3. 普及レースのクラス3の出走者（オープン選手の数は含めない）の上位5%以内（小数点以下切上げ・完走しなかった者を除く）の選手（学連登記選手であること）はクラス2に昇格し、クラス2の1位の選手（学連登記選手であること）はクラス1に昇格する。

**事故措置** 1. 競技中発生した事故等につき、主催者にて応急処置の範囲の体制は準備するが、以降は各自の責任と費用負担において対応の事。

2. 各選手は、各自の責任において傷害保険に加入し、健康保険証を必ず持参すること。

**肖像権** 本大会の大会期間中の肖像権は主催者に帰属するものとする。主催者からオンボードカメラ等の映像のデータ提供要請があった場合、応じること。

**競技規則** JCF競技規則による他、詳細は本大会特別規則を定め適用する。

**事務局** 日本学生自転車競技連盟 E-mail: jicf@remus.dti.ne.jp URL: <https://jicf.info/>  
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 ジャパンスポーツオリンピックスクエア408  
Tel 090-2207-2369 Fax 03-6804-2329

## 特 別 規 則

第1条(スタート・走行) 各選手のスタート間隔は、原則として30秒間とする。競技中は、原則として左側通行とする。

第2条(追走車両) 各選手に対する追走車両は走行しない。

第3条(器材交換) 各校にて用意した代車(バイクチェックを事前に受けること)・代輪は、指定されたピットにおいてのみ交換を認める。

第4条(食料補給) 飲食料の補給は、認めない。

第5条(その他)

1. ジュニアのギア比の制限は翌年3月31日時点の年齢を以て適用する。レースの前後に適宜ギア比の検査を行うことがある。
2. レース中の競技者との無線通信その他の遠隔通信は禁止とする。
3. ウォームアップは指定の場所で行い、周辺のサイクリングロードを使用しないこと。また移動でサイクリングロードを使用する際は、他の利用者に十分注意して低速で走行すること。
4. 一般公道を走行可能な装備で参加のこと。ベル・反射テープの装着も必須とする。

第6条(普及レースで使用できない器材について)

普及レースの選手については、ディスクホイールの使用およびタイムトライアル専用バイクの使用を禁止する。また、エクステンションバーの取り付けについては、ノーマルなドロップハンドルバーの上部に付加するタイプのエクステンションバーのみ可とする。システムごと交換するタイプのものは禁止する。もし、これらの条項に違反していることがスタート時に発覚した場合は、スタートは拒否される。またスタートした後及びゴール後に違反していることが発覚した場合はバイクチェックを実施したのち失格とする。

第7条(代表者会議) 2021年6月3日(木) 20時00分より、事前にリモートでチーム代表者会議を行う。参加チームの監督、感染対策チーム責任者は必ず参加すること。会議アドレスはエントリー用紙記載の記入者E-mailアドレスに送付します。

注意:大会要項は諸事情により変更される場合があるので、JICFウェブサイトを随時チェックすること。

## 誓 約 書

日本学生自転車競技連盟 殿

下記大会参加にあたり、当チームの選手・監督・コーチ・メカニック・その他すべての自チーム員が以下のことを確認し、順守することを誓います。

- 1 UCI(国際自転車競技連合)・JCF(日本自転車競技連盟)規則を順守し、誠実かつスポーツマン精神に則りフェアな態度で自転車競技に参加すること。(UCI規則1.1.004, JCF規則第5条2.(4))
- 2 大会(競技中のみならず式典・公式練習等の付帯行事を含む)における参加者の肖像権は本連盟に帰属すること。(JCF規則第5条2.(9)準用)
- 3 規則に規定される仕事と責任に加えて、チーム監督は、スポーツ活動と競技者のチーム内の自転車スポーツ実践における社会的・人的条件の管理について責任がある。(UCI規則1.1.078)
- 4 チーム監督は絶えず組織的に、可能なときはいつでも、社会的・人的条件を改善する努力をしなければならない。そしてチームの競技者の健康と安全を守らなければならない。(UCI規則1.1.079)
- 5 チーム監督は、チームに所属する者あるいはいかなる役目であってもそのため働く者により規則が順守されることを保証しなければならない。  
彼は他の者の模範とならなければならない。(UCI規則1.1.080)
- 6 すべてのライセンス保持者はレースのない時でも常にきちんとした服装をし、あらゆる場合において礼儀正しいふるまいをしなければならない。  
すべてのライセンス保持者は、おどしや、侮辱や、下品なふるまいや、他の人を危険な状態におとしいれたりしてはならない。言葉、身振りや書いたものなどで他のライセンス保持者や役員やスポンサーや連盟、UCIおよび自転車競技全般の名誉や評判を傷つけてはならない。批評の権利は、穏健に、十分な動機があり筋の通った方法でのみ行使できる。(UCI規則1.2.079)
- 7 競技者はスポーツマンとしてあたえられた機会を守らなければならない。  
競技者間の利害に関し、いかなる共謀や偽りや誹謗は禁止する。(UCI規則1.2.081)
- 8 競技者は最大限の注意を払って行動しなければならない。競技者が原因で発生した事故に関しては自分で責任を負わなければならない。  
競技者は開催国における法律を順守しなければならない。(UCI規則1.2.082)

以上